

# 熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画：令和6年度～令和8年度）概要

資料3

**1章 計画の概要** 障害者総合支援法第89条第1項・児童福祉法第33条の22第1項に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に行うことを目的として策定  
第6期熊本県障がい者計画(R3～R8)のうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する実施計画としての位置付け

**2章 計画の基本方針** **基本理念** (1)障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 (2)障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 (3)障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現 (4)地域共生社会の実現に向けた取組 (5)障がい児の健やかな育成のための発達支援 (6)障がい福祉人材の確保・定着 (7)障がい者の社会参加を支える取組定着 (8)災害対策や感染症対策の充実による安心・安全の確保

**3章 障がい者等を取り巻く状況** 1 統計データ 2 障がい当事者・家族団体からの意見聴取 3 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系

## 4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 **理(3)**

**【成果目標】**  
(1)地域生活移行者数の増加 R4年度末時点の施設入所者数の**6%(166人)**以上がR8年度末までに移行  
(2)施設入所者数の減少 R8年度末時点の施設入所者数をR4年度末時点から**5%(138人)**以上削減

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 **理(3)**

**【成果目標】**  
(1)精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 R8年度末時点 **325.3日以上**  
(2)精神病床における1年以上長期入院患者数 R8年度末時点の患者数 65歳以上：**2,524人** 65歳未満：**939人**  
(3)精神病床における早期退院率 R8年度における入院後 3か月時点の退院率：**68.9%以上** 6か月時点の退院率：**84.5%以上** 1年 時点の退院率：**91%以上**

**【活動指標】**  
(1)精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練(生活訓練)の利用者  
(2)精神病床における退院後の行き先別の退院患者数

### 3 地域生活支援の充実 **理(3)**

**【成果目標】**  
(1)各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、**コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する**  
(2)強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める(新規)

**【活動指標】**  
(1)地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置人数(新規)

### 4 福祉施設から一般就労への移行等 **理(3)**

**【成果目標】**  
(1)福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加 一般就労に移行する者の数をR3年度実績の**1.28倍(313人)**以上  
うち 就労移行支援事業 R3年度実績の**1.31倍(164人)**以上  
就労継続支援A型事業 R3年度実績の**1.29倍(115人)**以上  
就労継続支援B型事業 R3年度実績の**1.28倍(27人)**以上  
就労定着支援事業 R3年度実績の**1.41倍(58人)**以上  
(2)就労定着支援事業所の就労定着率の増加 就労定着率が7割以上の事業所を**全体の2割5分以上**  
(3)就労移行支援事業所の就労移行者の増加 就労移行支援事業所利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所が**全体の5割以上**  
(4)地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進める(新規)

**【活動指標】**  
(1)障がい者に対する職業訓練の受講者数  
(2)福祉施設から公共職業安定所への誘導者数  
(3)福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数  
(4)福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

### 5 障がい児支援の提供体制の整備等 **理(5)**

**【成果目標】**  
(1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの充実及び障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進  
・**4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備**  
・**全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築**  
(2)難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築  
**難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の充実や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進**

(3)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保  
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保  
(4)医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置  
県、及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、**医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置**(市町村での確保が困難な場合は、県が関与した上での圏域での設置)  
(5)障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置  
県及び熊本市において、障がい児入所施設に入所する児童の18歳以降の移行調整に係る協議の場を設置(新規)

### 6 相談支援体制の充実・強化等 **理(4)**

**【成果目標】**  
(1)各市町村または圏域において、**基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保(なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める)**  
(2)協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための必要な協議会の体制を確保(新規)

### 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 **理(6)**

**【成果目標】**  
県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築

**【活動指標】**  
(1)計画的な人材養成の推進(新規) (2)指導監査結果の関係自治体との共有

### 8 発達障がい者等に対する支援 **理(2)**

**【活動指標】**  
(1)発達障害者支援地域協議会の開催回数 (2)発達障害者支援センターによる相談支援件数  
(3)(4)発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数、外部機関や地域住民への研修・啓発件数  
(5)ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数  
(6)ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数

居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労選択支援	就労移行支援	就労(A型)	就労(B型)	就労定着支援	療養介護	短期入所	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	相談支援	児童発達支援	放デイ	保育所等訪問支援	居宅訪問型児発	障害児入所	障害児相談支援
------	--------	------	------	------------	------	------------	------------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	--------	--------	--------	------	--------	-----	----------	---------	-------	---------

**5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み並びに確保方策**

各サービスの見込量は、次回の審議会で市町村の中間報告をもとに報告予定。見込量の最終確定は、R6、2月実施予定の市町村の最終報告後の予定。

※利用量の単位：利用量の見込みは(人日/月) 訪問サービスは(時間/月) ただし、就労選択支援・就労定着支援・療養介護・居住系サービス・相談支援・障害児入所・障害児相談支援は設定しない。  
※利用者数の単位：利用者数の見込みは(人/月)  
■その他見込量 ①地域生活支援拠点等の設置箇所数と支援実績を踏まえた検証及び検討回数、**コーディネーターの配置人数** ②医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置人数  
■定量的な目標設定 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ及び提供体制の整備(保育所・認定こども園・放課後児童健全育成事業)

**6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上 **理(6)****

サービス提供に係る人材育成のための各種研修や多職種間の連携推進、障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価について記載

**8章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項 **理(1・7・8)****

虐待の防止、意思決定支援の促進、芸術文化活動支援による社会参加等の促進、**情報の取得利用・意思疎通の推進**、差別の解消の推進、事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実、就労支援に向けた取組について記載

**7章 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施 **理(4)****

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業について、事業の内容及び見込量を記載

**9章 熊本県障がい福祉計画・障がい児福祉計画の実績**

熊本県障がい福祉計画(第5期～第6期)・障がい児福祉計画(第1期～第2期)の実績について記載